

## 結核予防法の一部を改正する法律

(平成一六年六月二三日法律第一三三号)

### 一、提案理由(平成一六年四月二日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました結核予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国では、戦後、国を挙げての取組により、結核の罹患状況は大幅に改善してきたところであります。

しかしながら、結核は依然として我が国最大の感染症の一つであり、近年では改善傾向に鈍化が見られることから、結核の罹患状況の変化、予防接種や結核医療に関する知見の蓄積等、結核を取り巻く環境の変化に対応した新たな対策の推進が求められております。

こうした状況を踏まえ、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査の廃止や健康診断の実施方法等の見直し等を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及等を図ること等を明らかにするとともに、国民及び医師等関係者の責務を明らかにすることとしております。

第二に、国は結核の予防の総合的な推進を図るための基本指針を定め、都道府県は結核の予防のための施策の実施に関する予防計画を定めることとしております。

第三に、定期健康診断の対象者を政令で定めることとするとともに、定期外の健康診断について、都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足り得る正当な理由のある者に対して健康診断を受けるべきことを勧告し、これに従わないときは、当該職員に健康診断を行わせることができることとしております。

第四に、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止することとしております。

第五に、結核患者に対する保健師等による家庭訪問指導及び医師の指示において、薬剤を確実に服用すること等を指導することとしております。

その他所要の見直しを行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成十七年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

### 二、参議院厚生労働委員長報告(平成一六年四月二三日)

国井正幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の結核罹患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積、結核患者の発

生に係る地域格差の拡大等、結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核の予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、健康診断の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、我が国における結核の現状、ツベルクリン反応検査を廃止した場合の安全性、服薬指導を法制化することの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二二日）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、結核に関する海外の事例の収集、分析等を行い、最新の知見に基づく結核対策の実施に努めること。また、アジア、アフリカなどにおいて結核がまん延している状況にかんがみ、WHOを始めとする国際機関等と連携し、結核に関する国際協力・支援の一層の推進を図ること。
- 二、結核患者の高齢化や糖尿病等の合併症を伴う患者の増大、多剤耐性結核の増加等により、患者に対して必要とされる医療の多様化・複雑化が進んでいるにもかかわらず、結核専門家や結核病床が減少している現状にかんがみ、呼吸器系の疾病全体に対する総合的な治療が行える体制を早急に整備すること。
- 三、退院後の治療継続を確実にを行うため、必要に応じ、入院中より保健所との連携体制を確立し、退院後も医療機関、保健所等が連携・協力して治療を継続できる体制を構築すること。
- 四、保健所については、地域における結核対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、届出に基づく結核の発生動向の把握、患者への支援、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。

なお、近年、企業の健康診断の対象外とされがちな非正規労働者等が増加している状況にかんがみ、これらの者への結核に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、健康診断の実施等が図られるような方策を検討すること。

- 五、結核の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、薬剤師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実に努めること。
- 六、結核の集団感染が、学校のみならず学習塾等で発生するなど小集団化、多様化していることから、教職員を始めとする関係者、保護者及び児童に対し、結核に関する正しい知識の普及に努めるとともに、関係者の健康診断の実施の徹底が図られるよう指導を行うこと。

右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一六年六月一五日）

衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、結核予防法の一部を改正する法律案及び薬剤師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、結核予防法の一部を改正する法律案は、近年の結核罹患率の動向等、結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核予防の総合的な対策の推進を図るため、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、健康診断の対象者、実施時期等の見直しを行うものであります。

……………（略）……………

両案は、参議院先議に係るもので、五月二十七日日本委員会に付託となり、六月九日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行った後、採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年六月一日）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 国内外における結核に関する情報の収集・分析等を行い、最新の知見に基づき、国民、医師その他の医療従事者をはじめとする関係者に対し積極的に情報提供を行いながら、適切な結核対策を展開するとともに、国際的な協力・支援の一層の推進を図ること。

なお、結核の集団感染が小集団化・多様化していることを踏まえ、関係者に対し、正しい知識の普及啓発及び健康診断の徹底に努めること。

二 結核患者の治療成功率の向上へ向けて、医師等に対する結核の標準治療法の一層の周知や研修の充実に取り組むとともに、医療機関、保健所等の連携・協力の下に、DOTSを推進し、結核患者の治療継続を積極的に支援すること。

三 結核患者の高齢化、合併症や多剤耐性結核など専門的かつ多様な医療が必要とされる患者の増加に対応するため、結核医療について、診断方法、治療技術等の医療の進歩も踏まえ、入院の期間やその適正な手続きの整備、結核病床の機能など入院治療のあり方や、予防内服の位置付け、実施基準の策定など発病前治療のあり方に関し、患者に適切な医療を提供するという観点からの検討を進めること。

四 乳児期における結核性髄膜炎や粟粒結核等の重症結核発病を防止するため、乳児期のBCG接種の重要性について、国民その他関係者の理解を深めるとともに、接種機

会の拡大、未接種者に対する勧奨などに努め、確実に接種を受けられる体制の確保に努めること。